

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定の規定に基づき、神奈川県医療労働組合連合会から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が、令和 8 年 10 月 19 日にありましたので、労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 4 項の規定に基づき公表します。

令和 8 年 10 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 事件

賃金及び雇用の確保等

2 日時

令和 8 年 11 月 5 日以降、要求貫徹まで連日または少時間

3 場所

場所	所在地
・ 川崎協同病院	川崎市川崎区桜本 2-1-5
・ 協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎 4-21-2
・ 京町診療所	川崎市川崎区京町 2-15-6 神和ビル
・ 大師診療所	川崎市川崎区大師町 6-8
・ 川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場 2-67
・ 坂戸診療所	川崎市高津区坂戸 1-6-18
・ 久地診療所	川崎市高津区久地 4-19-8
・ あさお診療所	川崎市麻生区上麻生 2-1-10
・ 介護老人保健施設 樹の丘	川崎市高津区久地 4-19-1
・ おおしま訪問看護 S T	川崎市川崎区大島 3-21-15 クラテル市川 1 F
・ たま訪問看護 S T	川崎市高津区久地 4-19-8 久地診療所 3 階
・ なかはら訪問看護	川崎市中原区上平間 1264-1
・ デイサービスきょうまち	川崎市川崎区京町 2-16-3 エステスクエア川崎京町 105
・ 京町地域包括支援センター	川崎市川崎区京町 2-15-6
・ 藤崎地域包括支援センター	川崎市川崎区藤崎 4-20-1
・ 生協歯科クリニック	川崎市川崎区桜本 2-1-22
・ 汐田総合病院	横浜市鶴見区矢向 1-6-20
・ うしおだ老健やすらぎ	横浜市鶴見区矢向 1-5-29
・ 新つるみ薬局	横浜市鶴見区矢向 1-5-26
・ うしおだ訪問看護 S T	横浜市鶴見区矢向 1-5-29-4 F
・ うしおだ診療所	横浜市鶴見区本町通 1-16-1
・ うしおだ在宅クリニック	横浜市鶴見区矢向 1-5-29-4 F
・ 汐田薬局	横浜市鶴見区本町通 1-30-3
・ 梶山診療所	横浜市鶴見区上末吉 5-22-16
・ 訪問看護 S T 三ツ池	横浜市鶴見区矢向 1-5-26
・ しんまち薬局	横浜市神奈川区浦島町 7-1
・ 清水ヶ丘セツルメント診療所	横浜市保土ヶ谷区岩井町 222-1

<ul style="list-style-type: none"> ・ みどり野診療所 ・ みどり野訪問看護 S T ・ 戸塚病院 ・ 医療生協かながわ本部 ・ 戸塚診療所 ・ 訪問看護 S T とつか ・ いずみ診療所 ・ ケアセンターよこはま ・ 中田診療所 ・ 深沢中央診療所 ・ 訪問看護 S T ふかさわ ・ 藤沢診療所 ・ 平塚診療所 ・ 訪問看護 S T ひらつか ・ 生協おだわら診療所 ・ 衣笠診療所 ・ 葉山クリニック ・ 三浦診療所 ・ みうら訪問看護 S T ・ 衣笠訪問看護 S T ・ 逗子診療所 ・ さがみ生協眼科 ・ せいきょうあつぎ診療所 ・ 訪問看護 S T さがみ ・ 柿葉会神奈川診療所 (柿葉会神奈川診療所労働組合) ・ 横須賀市立総合医療センター (横須賀市立うわまち病院労働組合) ・ (医)清心会藤沢病院 (藤沢病院労働組合) 	<p>横浜市緑区十日市場町 915-14</p> <p>横浜市緑区十日市場町 915-14</p> <p>横浜市戸塚区汲沢町 1025- 6</p> <p>横浜市戸塚区戸塚町 3880- 2</p> <p>横浜市戸塚区戸塚町 3880- 2</p> <p>横浜市戸塚区戸塚町 167</p> <p>横浜市泉区和泉中央南 4 -19-13</p> <p>横浜市戸塚区戸塚町 167</p> <p>横浜市泉区中田東 3- 3 - 27</p> <p>鎌倉市手広 1- 9-31</p> <p>鎌倉市手広 3- 1-36</p> <p>藤沢市藤沢 854- 4</p> <p>平塚市代官町 20-20</p> <p>平塚市代官町 21- 4 S E A 湘南 2 F</p> <p>小田原市堀之内 253- 1 茶利富永ビル 1 F</p> <p>横須賀市平作 7-10-27</p> <p>三浦郡葉山町上山口 3182</p> <p>三浦市南下浦町上宮田 3263- 1</p> <p>三浦市南下浦町上宮田 3263- 1</p> <p>横須賀市平作 7-10-27</p> <p>逗子市逗子 4-1- 7 ベルメゾン逗子 101</p> <p>相模原市南区相模大野 6- 2-11</p> <p>厚木市水引 2- 8-29</p> <p>相模原市南区相模台 2-10-15</p> <p>横浜市神奈川区新町 15- 6</p> <p>横須賀市神明町 1- 8</p> <p>藤沢市小塚 383</p>
---	--

4 争議行為の概要

上記の場所において、全面的または部分的に、連続的または断続的に、保安要員を除く組合員の全部または一部がストライキその他の争議行為を行う。